

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）の「開示請求者に係る再任用不採用者一覧表」を開示とした決定は、妥当である。

第2 開示請求に係る保有個人情報及び決定の内容

- 1 開示請求のあった保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の内容
開示請求者に係る再任用不採用者一覧表
- 2 決定の内容
開示

第3 異議申立ての趣旨及び理由

- 1 公文書に線があり、不備を感じる。公文書の開示なので納得いかない。
- 2 過去に開示のあった黒塗りの公文書と比べると、線が切れている、数字がない、一覧表でない、などの違いがある。
- 3 平成26年6月12日人事第146-2号で黒塗りの一覧表が開示されており、一覧表の開示をしてほしい。
- 4 平成22年（ワ）第278号の裁判書類（乙第8号証）で不採用者の数が記載されているが、平成26年5月22日職員第17-2号で開示された公文書の中の数字と違う。平成16年度に開示された数字もある。
- 5 白抜きの意味が分からない。他の3人は黒塗りでいいのではないか。4の数字も消す必要はない。全体的におかしい。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

当該公文書に係る開示請求者が請求していない部分については、開示・不開示を判断する余地のない部分であることから、そこに何らかの情報があることを示しつつ除く、いわゆる白抜きを行った。

開示請求者が異議申立てにおいて主張する、「①線が切れている、②数字がない、③一覧表でない、など7つの違う点が出た」という点については、①～③は前記の白抜きを行ったことによるものである。

「平成26年6月12日人事第146-2号の黒塗りの一覧表を請求したが一覧表の開示をして欲しい。」という点については、開示請求者は、公文書開示請求により入手した公文書と、今回の保有個人情報開示請求により入手した公文書の内容が違う旨主張しているが、前記公文書一部開示決定では、再任用不採用者に係る一覧表のうち、職員個人の氏名並びに退職時の所属名、職名及び職務内容については、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、黒塗りにした上で一部開示を行ったのに対し、今回の保有個人情報開示決定では、開示請求者に係る保有個人情報が記録された公文書について、前記の白抜きを行った上で開示したものであり、両者の請求の趣旨が異なることから、開示の内容が異なることは何ら問題がないものである。

開示請求者は、過去、自身の再任用不採用に係る訴訟（平成22年（ワ）第278号損害賠償請求事件）において入手した訴訟資料、別件の公文書開示請求において入手した公文書等と今回開示した公文書を比較し、再任用不採用者の人数が違っていると主張しているが、そもそも当該主張は、今回の開示決定の適否とは全く関係のないものである。

以上のことから、保有個人情報の開示に対する当該開示決定は、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本市個人情報保護条例において「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされている。

再任用不採用者一覧表は、実施機関が、過去の再任用職員の選考で不採用とした者を一覧にまとめた公文書である。再任用不採用者一覧表には「通し番号」「退職時の所属・職」「氏名」「職務内容」「再任用不採用理由」「退職年度」の保有個人情報が一覧表として記載されている。

(2) 本件保有個人情報の開示について

異議申立人による開示請求の内容が「私の再任用不採用が記載されてある一覧表」であることから、開示請求を受けた実施機関は、当該公文書に記載された保有個人情報のうち、異議申立人以外の第三者の個人情報は請求対象外であるとして、当該第三者に係る部分をいわゆる「白抜き」（当該部分を白く塗布する）した上で、本件保有個人情報の全部を開示している。

いわゆる「白抜き」とは、開示請求の対象公文書の写しを交付するに当たり、開示部分と不開示部分とが公文書の同じ頁に記録されているときに不開示部分に用いられる、いわゆる「黒塗り」とは異なり、開示請求の対象部分と対象外の部分とが同じ頁に記録されているときに、開示の可否を判断する必要がないとして、開示請求対象外の部分に用いられる方法である。

本件保有個人情報に係る公文書に記載されている第三者の個人情報は、そもそも開示請求の対象外であることは明らかである。

したがって、本件保有個人情報をいわゆる「白抜き」の方法で開示したことについて、特段不合理な点は認められない。

(3) 異議申立人の主張について

上記第3に記載の異議申立人の主張に対して、第4に記載のとおり、実施機関の説明があるが、当該説明に関して、特段不合理な点は認められない。なお、通し番号については、保有個人情報の一部を構成すると考えることもできるが、有意な情報ではないことから、本件開示決定を変更する必要があるとまでは認められない。

また、審査会として、開示された本件保有個人情報を確認した限りにおいても、他に考慮すべき点は見当たらない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(4) 付帯意見

審査会は、本件審査を通じ、開示請求の対象外の情報の取扱いについても議論したので、次のとおり意見を付する。

いわゆる「白抜き」については、実施機関における開示方法として採用されているところ、個人情報保護事務取扱要領に記載はなく、開示請求者にその意味が分かりにくいことは否めない。今後、開示請求の「対象となる個人情報」と「対象外の個人情報」が一つの頁に記載されているとして「白抜き」した場合は、開示決定通知書の備考欄に「「白抜き」をした部分は、あなたに係る個人情報ではない」旨を明記するほか、「白抜き」した部分を枠で囲んだ上で斜線を入れる等の改善策をとることが望ましい。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成27年 7月31日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年 8月20日	実施機関から開示決定の理由説明書を受理した。
平成27年 9月 7日	異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書を受理した。
平成27年10月 7日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成27年11月30日 (第2回審査会)	答申案の審議を行った。